

第2部 講じようとする施策



自転車教室(東小学校校庭)

第2部 講じようとする施策

重点施策

第1章 高齢者の交通安全の確保

1 道路交通環境の整備

都内では、高齢者の交通事故者数は、その8割以上が歩行中または、自転車乗用中によるものなので、バリアフリー化された歩道の整備や高齢者に見やすい標識など道路交通環境の整備に努めます。

2 夜間・薄暮時の交通安全

歩行者・自転車利用者双方の交通安全を図るため、薄暮時や夜間にスポーツリフレクターなどの反射材やシール式反射材の活用、外出時の目立つ色の服装の着用について、広報啓発活動を行います。

3 交通安全意識の普及

交通状況に応じて安全に道路等の通行するために必要な交通ルールや加齢によって生じる身体機能の変化が及ぼす影響等、交通安全運動期間や「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」の展開時など機会をとらえ、高齢者を対象として交通安全意識の啓発活動等を行います。

4 利用しやすいバスの導入

高齢者や障害者をはじめ、だれもが利用しやすく、乗り降りしやすいノンステップバス等の導入を進め、移動手段の充実を図ります。

第2章 自転車の安全利用の推進

1 自転車通行環境の整備

自転車は、便利で手軽な交通手段として通勤、通学、買物などの日常生活に利用されています。環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和などの交通面だけでなく、健康増進面からも効果が期待されています。

安全で安心できる自転車通行環境の整備を推進します。

2 自転車利用者に対する交通安全教育

自転車乗用中の交通事故等、自転車に関係した事故が高い水準で推移する状況にあります。また、自転車が歩行者に衝突し死傷させるなど、加害者になる場合などの補償問題が近年大きく取り上げられております。

自転車利用のマナーの向上や、ルール遵守など啓発に取り組めます。

3 自転車駐車場の整備及び放置自転車対策の推進

駅前放置自転車の削減を図るため、自転車駐車場の整備を進めます。

また、駅周辺の放置自転車を追放し、歩行者や緊急車両などの安全で円滑な通行を確保するため、自転車利用者に対して、放置防止の広報、啓発及びその充実強化を図ります。

第3章 二輪車事故の防止

1 交差点・カーブ地点の改良

二輪車事故防止のためには、事故の起こりやすい交差点やカーブ地点の改良を進めることが大切です。そのため、路面改良や道路照明の増灯、道路標識等の整備を図ります。

2 交通マナー意識の高揚と安全運転技術の向上

地域、職域等における運転講習会を積極的に開催し、交通関係団体と連携し、効率的な交通安全教育を推進します。若者に対しては暴走追放気運の高揚等が必要です。二輪運転者については、実技教室を中心に交通安全指導を実施し、交通安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図ります。